

条	船舶安全法に基づく事業場の認定に関する規則	解 説
第 3 条	第 2 章 製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定 (認定) 法第 6 条の 2 の認定（以下この章において「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事的能力について行う。 1 小型船舶 2 鋼製船体 3 木製船体 4 強化プラスチック製船体 5 アルミニウム合金製船体 6 船尾骨材 7 かじ 8 だ頭材及びだ心材 9 倉口覆布の布地 10 不燃性材料 11 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料 12 火災の危険の少ない家具及び備品 13 防火戸の動力開閉装置 14 冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の防湿用表面材及び接着剤並びに表面仕上材 15 居住区域内に設ける隔壁及び甲板の材料 16 鋼材 17 鋼材以外の金属材料 18 プラスチック樹脂 19 ガラス繊維 20 ゴム布 21 蒸気タービン 22 内燃機関 23 船内外機 24 船外機 25 ガスタービン 26 ボイラ 27 圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く。） 28 排気タービン過給機 29 蒸気機関の循環ポンプ及び復水ポンプ 30 内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバ、ピストン、油冷却器、水冷却器、冷却ポンプ及び潤滑油ポンプ 31 空気圧縮機（手動式のものを除く。） 32 ボイラの給水ポンプ及び噴燃ポンプ 33 排気タービン過給機の空気冷却器 34 縦軸推進装置 35 ウォータージェット推進装置 36 プロペラ、中間軸、逆転機軸、スラスト軸、プロペラ軸及び船尾管 37 軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手及び変速装置 38 弁及びコック 39 ゴムホース 40 弾性体のゴムエレメント 41 燃料油移送ポンプ及びビルジポンプ 42 遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤 43 操だ装置 44 膨脹式救命いかだ 45 救命艇及び救助艇の内燃機関 46 救助艇の船外機 47 火せん、信号紅炎、自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号、発煙浮信号及び救	第 2 章 製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定 (認定) 3.1(a) 認定対象船舶又は物件(以下「認定物件等」という。)の範囲には、次に掲げる物件を含むものとする。 (1) 船体 補機台、貨物倉口閉鎖装置、マスト(ポスト)、通風筒、水密度、舷門、載貨門、舷窓、甲板排水管及び弁、隔壁止水弁及びコック(危険物運搬船の独立タンク並びにメンブレンタンク及びセミメンブレンタンクの防熱材等は含まない。) (2) 蒸気タービン たわみ軸、たわみ軸継手、復水装置(海水弁を含む。)、潤滑油装置、直結附属品及び減速装置並びにスラスト軸(当該蒸気タービンと一体型のものに限る。) (3) 内燃機関 冷却装置(海水弁を含む。)、潤滑油装置、燃料油装置(加熱装置を含み、油タンクを除く。)、直結附属品、減速装置及び逆転機並びにスラスト軸(機関本体と一体型のものに限る。) (4) 船内外機 冷却装置(海水弁を含む。)、潤滑油装置(油タンクを除く。))及び直結附属品(プロペラを含む。) (5) 船外機 冷却装置、燃料油装置(機関と別置の燃料油タンクを除く。))及び及び直結附属品(プロペラを含む。) (6) ボイラ 缶付弁、水面計、過熱器、エコノマイザー、空気予熱器並びにコンパクトボイラの燃焼及び給水装置の付属装置 (7) 排気タービン過給機 空気冷却器(当該排気タービン過給機用のものに限る。) (8) プロペラ 可変ピッチプロペラ装置、シュナイダプロペラ装置及びスラスト装置 (9) 軸系の変速装置 逆転機、弾性継手及び流体継手(当該変速装置と一体となって使用されるものに限る。) (10) 電動機 制御器(電動機用のものに限る。) 3.2(a) 認定物件等には、原子力船(施行規則第 1 条第 4 項の原子力船をいう。)に係る物件、潜水船、水中翼船及びエアクッション艇の船体及びロータリー機関は含めないものとする。 (b) 認定物件等の範囲を限定する場合には、事業場能力及び実績を考慮して、当該物件等の大きさ、型式又は出力について行うものとする。 (c) 改造又は修理とは、施行規則第 19 条第 1 項又は第 2 項に定めるものをいう。

	命索発射器 4 8 消火器 4 9 消火ポンプ 5 0 バラストポンプ 5 1 船灯 5 2 貨物油ポンプ 5 3 油圧ポンプ及び油圧モータ 5 4 発電機 5 5 電動機 5 6 変圧器 5 7 配電盤 5 8 制御器 2 認定は、改造又は修理の工事の別、船舶又は物件の範囲その他の事項について必要な限定をして行うことができる。	
第 4 条	(認定の申請) 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。 1 次条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる基準に適合することを説明する書類 2 法第 6 条の 2（型式承認に係る船舶又は物件にあっては、法第 6 条の 4 第 2 項）の確認（以下この章において単に「確認」という。）の方法を記載した書類 3 認定に係る船舶又は物件の製造又は改造若しくは修理の実績を記載した書類 4 当該事業場の組織及び業務分担の概要を説明する書類 2 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか認定のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。	(認定の申請) 4.0(a) 事業場認定申請書(以下 4.0 において「申請書」という。)及び添付書類の取り扱いについては、次に掲げるところによること。 (1) 申請書及び添付書類は、1 事業場について第 3 条第 1 項の船舶又は物件ごとに申請書 1 通、添付書類 3 部(本局管内事業者にあつては 2 部)とすること。 (2) 申請書及び添付書類の用紙は、原則として A 列 4 番のものを使用すること。 (3) 添付書類は、附属書[2]「船舶安全法第 6 条ノ 2 に基づく事業場認定申請書 に添付する書類」に掲げる内容のものとする。 (4) 地方運輸局長(海運監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)は、申請書及び添付書類各 1 部を海上技術安全局長に送付し、本局及び支局にそれぞれ 1 部ずつ保管すること。 (5) 添付書類は、部外秘とすること。 (b) 認定の有効期間満了に伴う認定申請の場合(以下「認定の更新の場合」という。)については、(a)によるとともに次に掲げるところによること。 ただし、前回の認定の申請の時に提出した書類と内容に変更のない書類並びに第 28 条の 2 の規定に基づき提出した書類及び第 28 条の 3 の規定の基づき届け出た事項に係る書類は、提出させることを要しない。 (1) 地方運輸局長は、申請書及び添付書類を前回認定の有効期間満了日より 1 ヶ月前までに海上技術安全局長に送付できるように提出させること。 (2) この場合において、附属書[2]「船舶安全法第 6 条ノ 2 に基づく事業場認定申請書に添付する書類」に掲げる項目に従って、前回提出した書類の変更の有無を明示させること。 (3) 地方運輸局長は、前回認定期間中の当該事業場の施設、人員、管理体制及び検査の成績等について意見を添付すること。 (c) 認定のための審査は、原則として、書類審査及び実地審査により行うこと。 (1) 書類審査は、提出された書類について調査を行い、必要に応じて追加書類 を要求すること。 (2) 実地審査は、書類審査に合格した事業場について行うこと。
第 5 条	(認定の基準) 認定の基準は、次のとおりとする。 1 次に掲げる施設及び設備を有すること。ただし、認定に係る船舶又は物件が第 3 条第 2 項の規定により限定されること等の事由により国土交通大臣が必要がないと認める施設又は設備については、この限りでない。 イ 別表第 1 に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事に必要な設備 ロ 別表第 2 に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事について確認のため行う検査その他の当該船舶又は物件の品質の維持を図るため行う検査（以下「自主検査」という。）に必要な設備 ハ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事及び自主検査に必要な面積並びに温度及び湿度の調整設備、照明設備、運搬設備等の設備を有する作業場 ニ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事に必要な材料、部品等を保管するために適切な施設 2 次に掲げる人員を有すること。 イ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事及び自主検査を適正に行うことができる人員	(認定の基準) 5.1(a) 検査主任者が病欠、出張等の理由により不在となった場合、確認業務に支障のある事業場においては、次に掲げる事項に留意の上、検査主任者が不在の間業務を代行する検査主任者代行を選任することが出来る。 (1) 検査主任者は、検査部長、品質管理部長等当該事業場の製造工事の実施組織から独立した検査組織の長とし、検査主任者代行は、社内組織上もこれらの者を代行する立場にある者(例えば、検査部次長、検査課長等)とすること。 (2) 検査主任者代行の資格は、検査主任者に要求されるものに準じた扱いとすること。 (3) 検査主任者が出社した場合、不在の間の業務実施内容を確認する規定を「確認の方法」の中に設けること。 (4) 検査主任者代行に関する変更事項の届出については、検査主任者に要求されているものを準用する。

	ロ 次のいずれかに該当する者であって、認定に係る製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査を行う人員を直接監督するもの。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第38号）による大学、学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校若しくは国土交通大臣がこれらと同等以上と認めて告示で指定した学校において、次の表の上欄に掲げる認定に係る船舶又は物件の区分に応じ、同表の下欄に掲げる学科における所定の課程を修めて卒業し、かつ、当該事業場における認定に係る船舶又は物件の製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査について、学校教育法又は旧大学令による大学の卒業生（学校教育法による短期大学の卒業生を除く。）にあっては3年以上、その他の者にあっては5年以上の経験を有する者 <table><tr><th>認定に係る船舶又は物件</th><th>学科</th></tr><tr><td>1 第3条第1項第1号から第5号までに掲げるもの</td><td>造船に関する学科</td></tr><tr><td>2 第3条第1項第6号から第8号までに掲げるもの</td><td>造船または機械に関する学科</td></tr><tr><td>3 第3条第1項第9号から第12号まで、第14号、第15号、18号から第20号まで、第39号又は第40号に掲げるもの</td><td>化学に関する学科</td></tr><tr><td>4 第3条第1項第13号、第42号、第51号又は第54号から第58号までに掲げるもの</td><td>電気又は機械に関する学科</td></tr><tr><td>5 第3条第1項第16号、第17号、第21号から第38号まで第41号、第43号、第45号、第46号、第49号、第50号、第52号又は第53号に掲げるもの</td><td>機械に関する学科</td></tr><tr><td>6 第3条第1項第44号、第47号又は第48号に掲げるもの</td><td>化学又は機械に関する学科</td></tr></table> (2) (1)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者 ハ 3年以上ロに掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が確認を行わせるために選任したもの(以下「検査主任者」という。) 3 次に掲げる基準に適合する自主検査に関する制度を有すること。 イ 製造工事又は改造修理工事の実施組織から独立していること。 ロ 検査主任者が自主検査に責任を有すること。 4 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事にし、次に掲げる事項が適切なものであること。 イ 工程に関する管理 ロ 作業に関する管理 ハ 工作に関する基準 ニ 材料及び部品に関する管理 ホ 外注に関する管理 ヘ 自主検査に関する基準 5 第1号イ及びロに掲げる設備の較正に関する制度を有すること。 6 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。 イ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事及び自主検査に必要な図面、規格に関する書類その他の資料 ロ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事及び自主検査に関する記録 ハ 前号の較正に関する記録 7 当該事業場における認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の実績が十分であること。 8 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。 2 第11条第2項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者は、当該取消しに係る事業場について認定を受けることができない。	認定に係る船舶又は物件	学科	1 第3条第1項第1号から第5号までに掲げるもの	造船に関する学科	2 第3条第1項第6号から第8号までに掲げるもの	造船または機械に関する学科	3 第3条第1項第9号から第12号まで、第14号、第15号、18号から第20号まで、第39号又は第40号に掲げるもの	化学に関する学科	4 第3条第1項第13号、第42号、第51号又は第54号から第58号までに掲げるもの	電気又は機械に関する学科	5 第3条第1項第16号、第17号、第21号から第38号まで第41号、第43号、第45号、第46号、第49号、第50号、第52号又は第53号に掲げるもの	機械に関する学科	6 第3条第1項第44号、第47号又は第48号に掲げるもの	化学又は機械に関する学科	
認定に係る船舶又は物件	学科															
1 第3条第1項第1号から第5号までに掲げるもの	造船に関する学科															
2 第3条第1項第6号から第8号までに掲げるもの	造船または機械に関する学科															
3 第3条第1項第9号から第12号まで、第14号、第15号、18号から第20号まで、第39号又は第40号に掲げるもの	化学に関する学科															
4 第3条第1項第13号、第42号、第51号又は第54号から第58号までに掲げるもの	電気又は機械に関する学科															
5 第3条第1項第16号、第17号、第21号から第38号まで第41号、第43号、第45号、第46号、第49号、第50号、第52号又は第53号に掲げるもの	機械に関する学科															
6 第3条第1項第44号、第47号又は第48号に掲げるもの	化学又は機械に関する学科															
第6条	(認定書の交付) 国土交通大臣は、製造工事に係る認定をしたときは製造事業場認定書（第2号様式）を、改造修理工事に係る認定をしたときは改造修理事業場認定書（第3号様式）を交付する。	(認定書の交付) 6.0(a) 認定書の交付は、地方運輸局長を経由して行うものとする。														
	(認定の有効期間)	(認定の有効期間)														

第7条	認定の有効期間は、5年以内とする。	7.0(a) 本項にいう有効期間を「5年以内とする」場合は、第4条第1項の「認定を受けようとする者」からの申し出により行うこと。 (b) 地方運輸局長は、2以上の認定物件等について認定を受けようとする事業場については、各々の認定の有効期間が出来る限り一致するように申請させること。
第8条	(確認の方法等) 確認は、第4条第1項第2号の書類に記載された方法に従って、検査主任者に行わせなければならない。 2 検査主任者は、確認を行ったときは、確認日誌にその内容を記載して記名押印するとともに、当該船舶又は物件に、法第6条の2の確認にあつては確認したことを証する認印（製造工事に係る船舶又は物件にあつては第4号様式、改造修理工事に係る船舶又は物件にあつては第5号様式）を、法第6条の4第2項の確認にあつては次項に規定する標示を附さなければならない。 3 法第9条第5項の国土交通省令で定める標示は、第6号様式とする。 4 第2項の確認日誌は、その記載の日から1年間保存しなければならない。	
第9条及び第10条	削除	
第11条	(認定の失効及び取消し) 認定を受けた者が次の各号の1に該当するときは、認定は、その効力を失う。 1 死亡し、又は解散したとき。 2 認定に係る事業を廃止したとき。 3 認定を辞退したとき。 2 国土交通大臣は、認定を受けた者が次の各号の1に該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。 1 第5条第1項に規定する基準に適合しなくなったとき。 2 第8条、第28条の2（同条第1項の表第1号及び第2号に係る部分に限る。）又は第28条の3（同条の表第1号から第4号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。 3 認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に、第8条第2項に規定する認印又は同条第3項に規定する標示を付したとき。 4 国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。	
第12条	(告示) 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨（第1号に掲げる場合において第3条第2項の規定による限定をしたときは、その旨）を告示する。 1 認定をしたとき。 2 第28条の2（同条第1項の表第1号に係る部分に限る。）の承認をしたとき。 3 前条第1項の規定により認定がその効力を失つたとき。 4 前条第2項の規定により認定を取り消し、又はその効力を停止したとき。	